

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	令和4年6月29日
【会社名】	株式会社F F R Iセキュリティ
【英訳名】	F F R I Security , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷓飼 裕司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6277-1518
【事務連絡者氏名】	常務取締役最高財務責任者 田中 重樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-6277-1518
【事務連絡者氏名】	常務取締役最高財務責任者 田中 重樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和4年6月28日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和4年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社の事業内容の明確化及び今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 経営及び監査体制の強化のため、現行定款第19条(取締役の員数)に定める取締役の員数枠を増加するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制の強化のため1名増員いたしたく、第1号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会がアス力監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施状況及び監査報酬などを総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	48,190	3,485	-	(注)1.	可決 92.96
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
鶴飼 裕司	47,913	3,765	-		可決 92.42
金居 良治	47,679	3,999	-		可決 91.97
田中 重樹	47,582	4,096	-		可決 91.79
川原 一郎	47,662	4,016	-		可決 91.94
梅橋 一充	47,678	4,000	-		可決 91.97
池田 昭雄	50,585	1,093	-		可決 97.58
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件				(注)2.	
原澤 一彦	47,817	3,862	-		可決 92.24
松本 勉	47,982	3,697	-		可決 92.56
山口 功作	47,976	3,703	-		可決 92.55
平山 孝雄	47,947	3,732	-		可決 92.49
中山 泰秀	50,873	806	-		可決 98.13
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
森 達哉	48,010	3,669	-		可決 92.61
第5号議案 会計監査人選任の件	51,237	442	-	(注)3.	可決 98.84

- (注)1. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議案の可決要件は、議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成割合につきましては、当該株主総会に出席した株主の議決権数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権数を含む。))に対する割合であります。
5. 賛成割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。